

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第四百五十八號

食糧管理法第十條及同施行令第十二條ノ規定ニ依リ精米及鳥取縣食糧營團ガ主食用トシテ販賣スル玄米ヲ持込販賣スル場合ノ加算額ヲ左ノ通指定ス

昭和二十年十二月二十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

持込販賣スル場合ノ加算額

精米及玄米 十疋當 ○、二〇

食糧營團ガ精米及主食用トシテ販賣スル玄米ヲ持込配給區域内ニ於テ販賣スル場合ハ本表加算額ヲ加算スルコトヲ得

註

昭和二十年 二月廿二日
外 土曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A列

持込配給區域ハ左ノ地域トス
鳥取市、米子市、倉吉町、境町、智頭町、用ケ瀬町